

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人佐々木衷の上告趣意のうち、憲法三九条違反をいう点は、原判決が量刑不当の控訴趣意に対する判断において、被告人の前科等の量刑の資料を勘案する旨判示しているのは、前科を一つの情状として考慮するとの趣旨にすぎず、もとより前科たる犯罪につき重ねて被告人の責任を問い合わせ、処罰しようとする趣旨のものではないから、所論は、前提を欠き、その余は、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、本文のとおり決定する。

昭和四六年六月一五日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	関	根	小	郷
裁判官	田	中	二	郎
裁判官	下	村	三	郎
裁判官	松	本	正	雄